

# 長崎県緊急雇用維持助成金を創設しました

新型コロナウイルスの影響により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の県独自の上乗せ助成を実施します。

## 1. 対象事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、国（長崎労働局）から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた県内中小企業事業主

※国の助成金制度の概要は裏面

## 2. 対象となる休業

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業（教育訓練、出向を除きます。）

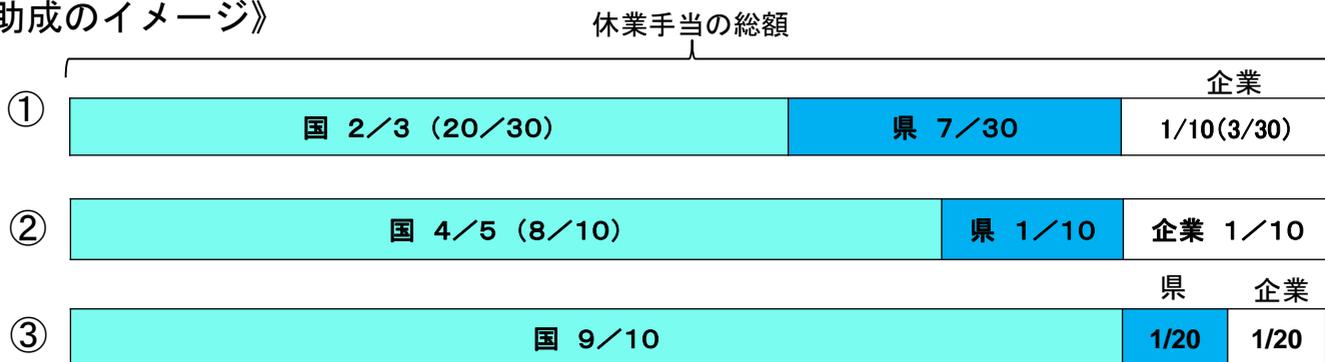
## 3. 助成率・限度額

国の「雇用調整助成金等」の助成率に応じて次の金額を助成  
《助成限度額》 1事業所当たり 100万円以内

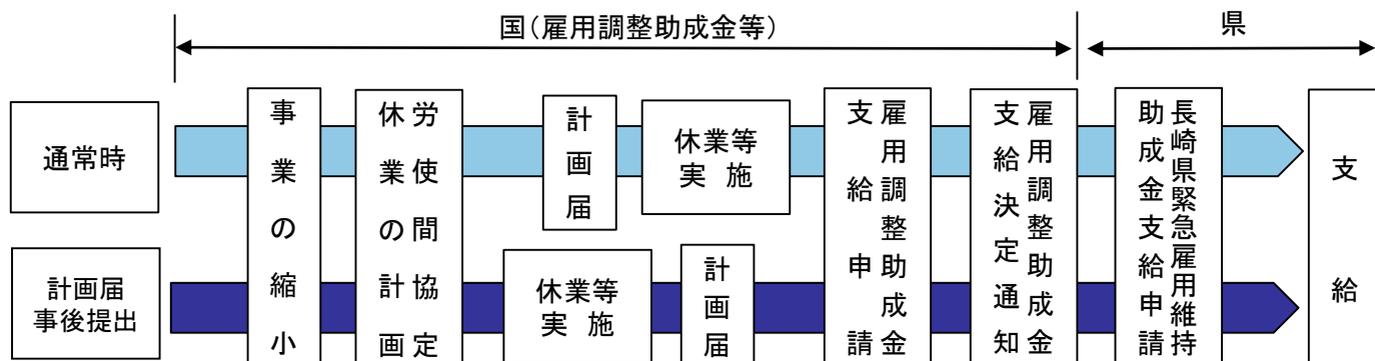
	国の助成率	県の助成率
①	3分の2	休業手当総額の 30分の7 (国支給決定金額の 20分の7)
②	5分の4	休業手当総額の 10分の1 (国支給決定金額の 8分の1)
③	10分の9(解雇等を行なわない場合)	休業手当総額の 20分の1 (国支給決定金額の 18分の1)

※国の上限額に達している場合はその上限の額に応じて助成いたします。

### 《助成のイメージ》



### 《申請の流れ》



— 申請手続きについては裏面をご覧ください —

## 4. 申請手続

「支給申請書(様式第1号)」と添付資料を下記へ郵送してください。

(添付書類)

- ① 国から郵送される「雇用調整助成金等の支給決定通知書」(写)
- ② 国から郵送される「雇用調整助成金等の助成額算定書」(写)
- ③ 振込みを希望する口座の預金通帳(写)⇒1回目の申請のみ

《提出期限》

国(長崎労働局)の支給決定日から1ヶ月以内に提出してください。

※ただし、R2.4.31日以前に国の支給決定があった場合、R2.6.30まで

《提出先》

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1  
長崎県 産業労働部 雇用労政課 労政福祉班

◎申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード

長崎県緊急雇用維持助成金

検索

※ネット環境がない方は郵送いたしますので、下記問合せ先までご連絡ください。

## (参考)雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由(新型コロナウイルス感染症の影響含む)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

★新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象に、特例措置が実施されています。

### 特例措置の内容

■令和2年4月1日から6月30日までの休業の場合

- ①助成率の引き上げ: 中小企業 4/5(通常2/3) 大企業 2/3(通常1/2)  
※解雇等を行なわない場合は中小企業9/10、大企業3/4
- ②雇用保険被保険者でない労働者(短時間のパート・アルバイト等)の休業も助成金の対象⇒「緊急雇用安定助成金」

■休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合

- ①雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とします。
- ②休業等計画届の事後提出を可能とします。(令和2年6月30日まで)
- ③生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。
- ④最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。
- ⑤事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

《お問合せ先》 長崎労働局 職業対策課 TEL 095-801-0042

《お問い合わせ先》



長崎県 産業労働部 雇用労政課 電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582